

2019年9月24日

お客様各位

サウジアラビア港湾当局通達に関して（その3）

/// 厳格な義務化が再度 2020年1月20日へ延期となりました ///

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

掲題件に関し、現地港湾当局は、サウジアラビア発着貨物に於いて、Freight Forwarder が船社 BL 面上に記載される場合、同 Freight Forwarder は現地 Public Transport Authority (PTA) から発行されたライセンスを保持する事を厳格に求める事となりましたのでご案内申し上げます。

つきましては、サウジアラビア発着にて弊社サービスをご利用頂く際には、サウジアラビア側にてご用命頂く Freight Forwarder が PTA から発行された適切なライセンスを保持している旨、ご確認賜りませう様、謹んでお願い申し上げます。

尚、ご用命頂く Freight Forwarder が同ライセンスを保持していない場合、現地での通関及び貨物のお引渡し時に支障をきたすだけでなく、現地当局から罰則が科せられる可能性がございますので、お客様の責任に於いてご留意頂けますようお願い申し上げます。

記

- 適用開始日 : 即日
- ※ 2018年11月に通知され、同年12月から実質適用となっておりますが、
2020年1月20日の現地本船入出港分より厳格に適用予定です
- 対象貨物 : サウジアラビア発着の貨物
- 記載事項 : サウジアラビア側の Freight Forwarder が船社 BL 面上に記載される場合、
現地 Public Transport Authority (PTA) から発行されるライセンスが必要

御不明な点等御座いましたら、弊社営業担当までお問合せ下さい。

以上